事　務　連　絡
令和４年11月30日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省老健局介護保険計画課
厚生労働省老健局老人保健課
厚生労働省保険局医療課

療養病床の人員配置標準に係る経過措置等に関する調査について（依頼）

療養病床について、医療法施行規則において、令和６年３月31日までの間看護師等の員数等についての経過措置が設けられているところです。また、診療報酬においても、療養病棟入院基本料に設けられている看護配置及び医療区分２・３の患者の割合に係る経過措置の期限は、令和６年３月31日となっております。

今般、都道府県に別途提供するリストに示す、令和４年６月時点で療養病棟入院基本料の注11に規定する点数を算定する病棟を有する病院及び有床診療所療養病床入院基本料を届け出ている診療所、また介護療養型医療施設に対して、これらの経過措置に係る現状及び予定を把握するための調査を行いますので、令和４年12月28日（水）までに回答が揃うよう、都道府県におかれては周知等のご協力をお願いいたします。本調査については、あくまで状況を把握することを目的としたものであり、行政指導等を行うことを目的としたものではないことを申し添えます。

なお、本調査においては、医療機関と連携して作業することができるよう、G-MIS（医療機関等情報支援システム）において医療機関もしくは都道府県が回答及び確認が可能な様式を、令和４年12月１日（木）より設問形式にてシステム上に実装しますので、G-MISで報告することができない医療機関の回答については、都道府県において医療機関から別途確認した内容をG-MISに入力するようお願いいたします。

また、今般の調査の対象となるべき医療機関が都道府県に別途提供するリストに含まれていない場合、下記連絡先へご連絡いただきますようお願いいたします。

【担当者】
厚生労働省医政局総務課　企画法令係
03－5253－1111（内線　4218）
E-mail isei_soumu@mhlw.go.jp